

製造業者遊技機流通健全化要綱

日本遊技機工業組合
(日工組要綱 第1号)
日本電動式遊技機工業協同組合
(日電協規約 第37号)

(目的)

第1条 この要綱は、日本遊技機工業組合（以下「日工組」という。）及び日本電動式遊技機工業協同組合（以下「日電協」という。）の組合員が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）に基づく検定を受けた型式の遊技機を流通、設置等するにあたり、検定を受けた型式を担保し、不正改造等を防止するため、製造業者として遵守すべき事項を定め、遊技機流通等の一層の健全化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「製造業者」とは、日工組又は日電協に加盟する遊技機製造業者をいう。
- (2) 「加盟組合」とは、製造業者が加盟するそれぞれの組合をいう。
- (3) 「営業所」とは、風営法の許可を受けた、ぱちんこ営業所をいう。
- (4) 「遊技機」とは、風営法に基づく検定を受けた遊技機をいい、営業所に設置されたことのない遊技機を「新台」という。
- (5) 「販売」とは、営業所に販売する行為全般（貸付を含む。以下同じ。）をいう。
- (6) 「設置確認」とは、営業所に設置した遊技機が検定を受けた型式に属する遊技機であることを確認することをいう。
- (7) 「点検確認」とは、営業所に設置されている遊技機が部品交換された場合、当該遊技機が検定を受けた型式に属する遊技機であることを確認することをいう。

(製造業者の責務)

第3条 製造業者は、工場から出荷する遊技機の流通、設置、部品交換等において、製造業者として流通の安全を確保するとともに、当該遊技機の型式を担保し、営業所に供するために係る責任を負うものとする。

(法令等の遵守)

第4条 製造業者は、風営法、関係法令、加盟組合の内部規約（以下「内規」という。）等を厳格に遵守しなければならない。

(保証書)

第5条 製造業者は、新台販売の際、設置確認をする前提で、営業所に設置する遊技機の型式を疎明する書類として、様式第1号の保証書を発行するものとする。

2 製造業者は、営業所に設置されている遊技機の部品交換をする場合は、点検確認をする前提で、変更後の当該遊技機が当該型式に属するものであることを疎明する書類として、様式第2号の保証書を発行するものとする。

(販売業務)

第6条 製造業者は、新台を営業所に販売するに当たり、風営法、関係法令、加盟組合の内規等を遵守する旨が記載された契約を結ばなければならない。

(運送業務)

第7条 製造業者は、販売した遊技機については、契約に基づき営業所に輸送し責任を持って引き渡さなければならない。

2 製造業者は、遊技機の営業所への納品に当たっては、梱包を厳重にするとともに、開封の痕跡が残る措置を施し、運送中の開封防止に配慮するなど、運送中のセキュリティ対策に努め、開梱されていないことを確認の上、営業所責任者へ引き渡すものとする。

3 製造業者は、自社の工場又は倉庫から遊技機を営業所まで運送する際は、別に定める遊技機運送管理票に必要事項を記入作成し、保管するものとする。

4 製造業者は、遊技機の運送については、本条に定める規定のほか、加盟組合の内規により運用を行うものとする。

(設置及び設置確認業務)

第8条 製造業者は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る新台の設置について、当該遊技機が検定を受けた型式に属するものであることを確認しなければならない。

2 製造業者は、設置確認を行うに当たっては、別に定める遊技機設置確認書に必要事項を記入作成し、保管するものとする。

3 製造業者は、設置において、自社以外の者が作業を行うときは、当該業務の重要性について理解させ、作業従事者に以下の内容について誓約させる等、厳格に管理しなければならない。

(1) 暴力団等反社会的勢力又はこれらの勢力と密接な交友関係がある者に該当しないこと。

(2) 過去5年間に遊技機の不正改造に関与したことがないこと。

(3) 関係法令を遵守し製造業者から受けた説明どおり作業に従事すること。

(部品交換及び点検確認業務)

第9条 製造業者は、営業所が行う変更承認申請手続きに係る遊技機の部品の交換に際しては、当該遊技機の構造、材質又は性能に影響を及ぼす改造その他変更が無いこ

との点検確認を行うものとする。

- 2 製造業者は、部品の交換に伴う点検確認を行うに当たっては、別に定める部品交換確認書に必要事項を記入作成し、保管するものとする。
- 3 遊技くぎを故意に曲げた形跡があるなど不正改造の疑いがあり、遊技機の型式の同一性を保証できないおそれがあるときは、部品交換については認めないものとする。

(関係団体との連携)

第10条 日工組及び日電協は、この要綱の目的を遂行するため、次の各号に掲げる団体（以下「関係団体」という。）に協力を求めるとともに、情報を共有し、必要な事項を関係団体と協議するものとする。

- (1) 一般社団法人日本遊技関連事業協会
- (2) 全日本遊技事業協同組合連合会
- (3) 全国遊技機商業協同組合連合会
- (4) 回胴式遊技機商業協同組合
- (5) 遊技機運送事業協同組合連合会

(機歴の管理)

第11条 製造業者は、遊技機の出荷から廃棄までの遊技機及び主基板交換の流通履歴（以下「機歴」という。）に関する情報を管理するものとする。

- 2 機歴情報の管理は、加盟組合の内規に従い実施するものとする。
- 3 機歴情報の管理を行うに当たっては、関係団体に協力を求め、必要な事項について協議するものとする。

(遊技機のリサイクル)

第12条 製造業者は、使用済み遊技機の処理については、加盟組合の内規に従い実施するものとする。

(不正遊技機情報等の報告義務)

第13条 製造業者は、遊技機の不正改造、不正行為等に関する情報を入手したときは、速やかに加盟組合に報告しなければならない。

- 2 前項の規定により報告を受けた日工組及び日電協は、必要に応じて関係団体に報告するものとする。
- 3 日工組及び日電協は、不正遊技機情報の収集と関係団体との情報共有に努めるとともに、必要な事項については関係団体に協力を求め、協議するものとする。

(違反の場合の措置)

第14条 製造業者がこの要綱に違反した場合の措置は、その加盟組合の内規により行われるものとする。

(業務委託)

第15条 製造業者は、第6条乃至第9条に規定する業務を委託する場合は、別に定めるところにより行うこととする。

(改正)

第16条 この要綱を改正する場合は、日工組及び日電協が協議の上、行うものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、日工組及び日電協が協議の上、定めるものとする。

附則

制 定 平成28年2月1日

施 行 平成28年4月1日

(経過措置)

遊技くぎに関する第9条の規定については、平成28年4月1日以降に新台として設置される新たな型式の遊技機から適用する。

保 証 書

当社が販売し・貸し付けた下記の遊技機については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 20 条第 4 項の検定を受けた型式に属するものとして営業所に設置されることを保証します。

年 月 日

公安委員会 殿

製造業者等の氏名又は名称及び住所

印

記

設置先	営業所の所在地			
	営業所の名称			
	営業者の氏名又は名称			
遊技機の種類			型式試験番号	
型 式 名				
検定年月日		年 月 日	検定番号	
遊技機の製造番号等	ぱちんこ遊技機等	遊技盤番号等	遊技盤の枠番号等	主基板番号等
	回胴式遊技機	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等

注) この書類は作成した日から 50 日以内に提出しなければならない。

備考

- 1 作成者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 「設置先」の欄は、売買契約等の締結内容に沿って記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 6 管理記号は必要により記載すること。

保 証 書

下記遊技機については、点検・確認することにより、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 20 条第 4 項の検定を受けた型式に属するものであることを保証します。

年 月 日

公安委員会 殿

製造業者等の氏名又は名称及び住所

㊟

記

用 途	部 品 変 更 ・ 中 古 機 移 動 ・ 認 定			
設置先	営業所の所在地			
	営業所の名称			
	営業者の氏名又は名称			
遊技機の種類		型式試験番号		
型 式 名				
検定年月日		年 月 日	検定番号	
遊技機の製造番号等	ばちんこ遊技機等	遊技盤番号等	遊技盤の枠番号等	主基板番号等
	回胴式遊技機	本体製造番号等(回胴部)	本体製造番号等(筐体部)	主基板番号等
部品の変更				

注) この書類は、作成した日から 50 日以内に提出しなければならない。

備考

- 1 作成者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 「中古機移動」は、風俗営業の営業所に設置されたことのある遊技機を営業所に設置することを意味する。
- 4 「設置先」の欄は、売買契約等の締結内容に沿って記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 7 管理記号は必要により記載すること。